

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
② 上記以外の税目		(所得税:外)(国税1) (住民税:外(自動連動))(地方税)	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税) ① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産^{※1}の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等 ② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産^{※2}の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。 ※2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする 《関係条項》 ・ 租税特別措置法 ＜法人税＞第44条の4 ・ みどりの食料システム法 ＜環境負荷低減事業活動実施計画等の認定＞ 第19条第1項、第21条第1項 ＜基盤確立事業実施計画の認定＞第39条第1項
5	担当部局		農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年5月～8月 分析対象期間:令和4年度～令和9年度
7	創設年度及び改正経緯		令和4年度:創設
8	適用又は延長期間		令和8年4月1日～令和10年3月31日まで(2年間)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号） （環境と調和のとれた食料システムの確立） 第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。 ※令和6年6月の法改正により、新たな基本理念として位置づけられた。 ○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定） 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 1 農業生産活動における環境負荷の低減 （1）環境負荷低減に向けた横断的な取組 環境と調和のとれた食料システムを確立するため、「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。（後略） ④ みどりの食料システム法による支援 みどりの食料システム法の認定を受けて環境負荷低減に取り組む農業者は、2025 年1月時点で全国 88 万経営体の 2%に当たる2万経営体以上であり、地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域は 25 道府県の 55 区域まで拡大している。環境負荷低減に取り組む者の更なる拡大のため、これまでに創出したモデル的取組を面的な普及につなげることが重要である。 このため、みどりの食料システム法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進める。（後略） ○経済財政運営の改革の基本方針 2025（令和7年6月閣議決定） 2. 地方創生2. 0の推進及び地域における社会課題の対応 （3）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保 （前略）持続的で環境と調和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食品産業の持続的発展、食品アクセスの確保、みどりの食料システム戦略の加速化、GXを推進する民間活力の取り込みやGHG排出削減パッケージの海外展開を推進する。（後略）
---	------	--------------	--

		② 政策体系における政策目的の位置付け	○令和6年度以前 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑫ 環境政策の推進 ○令和7年度以降 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 《政策分野》 ⑯ 農業生産活動における環境負荷の低減
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	みどりの食料システム戦略 KPI において、令和 12 年までに有機農業の取組面積を 6.3 万 ha とする目標を掲げており、この達成のためには、毎年度 4,400ha の取組面積の増加が必要となる。 本税制により、農業者及び事業者による化学農薬・化学肥料の低減に資する取組を行うための設備投資を後押しし、令和9年度までに上記取組面積の増加に 25% 寄与することを目指す。 ○測定指標：税制活用者の有機農業取組面積
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本税制は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。 本税制により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与する。
10	有効性等	① 適用数	令和4年度(実績): 0 令和5年度(実績): 1 令和6年度(実績): 3 令和7年度(見込): 8 令和8年度(見込): 11 令和9年度(見込): 14 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。

			【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要数、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、みどりの食料システム法に基づく認定者と本税制活用希望者の過年度の比率から推計。(詳細は別添1参照)																																			
	②	適用額	令和4年度(実績):0百万円 令和5年度(実績):39 百万円 令和6年度(実績):71 百万円 令和7年度(見込):382 百万円 令和8年度(見込):480 百万円 令和9年度(見込):485 百万円 ※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一額。 【算定根拠】 令和4、5年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6、7年国会提出)の「環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却」の摘要総額、令和6年度の実績値は農林水産省調べ。 令和7年度以降の見込値は、10①の摘要数及び過年度の取得価額等から推計。(詳細は別添1参照)																																			
	③	減収額	単位:百万円 <table><thead><tr><th></th><th>法人税</th><th>法人住民税</th><th>法人事業税</th><th>減収額合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和4年度 (実績)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>令和5年度 (実績)</td><td>9.0</td><td>0.6</td><td>3.7</td><td>13</td></tr><tr><td>令和6年度 (実績)</td><td>16</td><td>1.1</td><td>6.9</td><td>24</td></tr><tr><td>令和7年度 (見込)</td><td>89</td><td>6.2</td><td>37</td><td>132</td></tr><tr><td>令和8年度 (見込)</td><td>111</td><td>7.8</td><td>47</td><td>166</td></tr><tr><td>令和9年度 (見込)</td><td>113</td><td>7.9</td><td>47</td><td>168</td></tr></tbody></table> 【算定根拠】 10②の摘要額から推計。(詳細は別添1参照)		法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計	令和4年度 (実績)	0	0	0	0	令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13	令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24	令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132	令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166	令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168
	法人税	法人住民税	法人事業税	減収額合計																																		
令和4年度 (実績)	0	0	0	0																																		
令和5年度 (実績)	9.0	0.6	3.7	13																																		
令和6年度 (実績)	16	1.1	6.9	24																																		
令和7年度 (見込)	89	6.2	37	132																																		
令和8年度 (見込)	111	7.8	47	166																																		
令和9年度 (見込)	113	7.9	47	168																																		

④	効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○有機農業の取組面積 <table><tr><td></td><td>令和4 年度 (実績)</td><td>令和5 年度 (実績)</td><td>令和6 年度 (実績)</td><td>令和7 年度 (目標)</td><td>令和8 年度 (目標)</td><td>令和9 年度 (目標)</td></tr><tr><td>取組面積 (千 ha)</td><td>目標 30 実績 30</td><td>目標 34 実績 35</td><td>目標 39 実績 47</td><td>目標 41 実績 -</td><td>目標 45 実績 -</td><td>目標 50 実績 -</td></tr><tr><td>目標の 達成度</td><td>100%</td><td>103%</td><td>121%</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>増加面積 (千 ha/年)</td><td>3.5</td><td>4.4</td><td>12.1</td><td>3.5</td><td>4.4</td><td>4.4</td></tr><tr><td>うち税制による 増加面積 (千 ha)</td><td>0</td><td>0.1</td><td>0.3</td><td>0.8</td><td>1.1</td><td>1.1</td></tr><tr><td>寄与度</td><td>0%</td><td>2%</td><td>2%</td><td>22%</td><td>25%</td><td>25%</td></tr></table> ※「目標の達成度」は、有機農業の取組面積の目標と実績を比較したもの。 「寄与度」は、有機農業の増加面積に占める税制による増加面積の割合。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・有機農業の取組面積 (実績) 令和4、5年度は、「国内における有機 JAS ほ場の面積」及び都道府県からの聞き取り。 令和6年度は、5年度の1経営体あたりの有機農業の取組面積(0.43ha※)に、農業構造動態調査(農林水産省調べ)による6年度の有機農業に取り組んでいる経営体数(108.4 千経営体)を乗じて推計。 ※算出方法は別添1の「2. 効果(1)」の表下部の注意書き参照 (目標) 令和7～9年度は、令和4年度から5年度の有機農業の取組面積が4,400ha 増加していること(30 千 ha→35 千 ha)を踏まえて設定。 令和7年度について、前回の事前評価以降明らかになった有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。(令和5年度の実績 35 千 ha+令和3年度から4年度の増加面積 3,500ha/年×2年分÷41 千 ha) ・税制による増加面積 本税制を活用した農業者の有機農業の取組面積及び事業者の資材提供面積の合計。(詳細は別添1参照) 税制による寄与度は、前回の事前評価時、税制の寄与による増加面積について補助金等を含む国や自治体からの支援による面積を算出しており、「本特例措置の直接的な効果が予測されていない」として「分析・説明の内容が不十分」と指摘されたことを踏まえ、本税制適用者の実数の基づく算出に変更した。		令和4 年度 (実績)	令和5 年度 (実績)	令和6 年度 (実績)	令和7 年度 (目標)	令和8 年度 (目標)	令和9 年度 (目標)	取組面積 (千 ha)	目標 30 実績 30	目標 34 実績 35	目標 39 実績 47	目標 41 実績 -	目標 45 実績 -	目標 50 実績 -	目標の 達成度	100%	103%	121%	-	-	-	増加面積 (千 ha/年)	3.5	4.4	12.1	3.5	4.4	4.4	うち税制による 増加面積 (千 ha)	0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	寄与度	0%	2%	2%	22%	25%	25%
	令和4 年度 (実績)	令和5 年度 (実績)	令和6 年度 (実績)	令和7 年度 (目標)	令和8 年度 (目標)	令和9 年度 (目標)																																						
取組面積 (千 ha)	目標 30 実績 30	目標 34 実績 35	目標 39 実績 47	目標 41 実績 -	目標 45 実績 -	目標 50 実績 -																																						
目標の 達成度	100%	103%	121%	-	-	-																																						
増加面積 (千 ha/年)	3.5	4.4	12.1	3.5	4.4	4.4																																						
うち税制による 増加面積 (千 ha)	0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1																																						
寄与度	0%	2%	2%	22%	25%	25%																																						

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 前項目《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》の表(有機農業の取組面積)参照 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度は、0～2%となっている。 令和7～9年度は、22～25%を見込んでいる。 なお、今後、将来の直接的な効果の検証方法としては、本税制が化学肥料・農薬低減の取組のインセンティブになったか、この設備投資による取組面積を、税制適用者に対するアンケートにより把握することを検討する。
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 令和4～6年度の実績において、有機農業の取組面積の増加による本税制の寄与度が僅少である理由は、現在認定を受けた農業者は水田経営が多くなっている中、 ① 個人経営が多く、法人経営が少ない(約3%、法人税の適用外) ② 他の耕種経営より所得が低く、特に令和4年度以降、肥料・燃料などの資材費が高騰すること等により農業経営が厳しい状況であったことから、当初本税制活用を希望していたが活用を見送った者がいたためである。 令和7年度以降は農業経営の改善が見込まれる中、本税制が化学肥料・農薬を低減させる取組初期のキャッシュフローを改善させる効果が発揮されやすくなり、これがインセンティブとなって計画どおり設備投資と本税制の活用者が行われる(適用数が増加することにより、取組面積増加への寄与度も向上すると考えられる。 特に、事業者による本税制の活用は、当該事業者が資材を提供する農業者等、本税制の適用を受けない者にも波及効果があることから、有機農業の取組面積増加への本税制の寄与度は22～25%が見込まれ、達成目標の実現に有効な手段である。 さらに、本税制の対象となる農業者は、今後も個人経営(法人税の適用外)が多くなると見込まれるが、農業経営体の法人化率は徐々に上昇している(令和4年→6年で3.3%→3.8%(農業構造動態調査:農林水産省調べ))こと、また、所得税においても同様の措置がされており、環境負荷低減はより多くの個人が取り組み面的な取組になることから効果が高まることから、個人・法人に関わらず化学肥料・農薬を低減させる取組を推進していく必要がある。 【参考】 法人税・所得税の適用数の見込 令和7年度:104件、令和8年度:145件、令和9年度:205件

		⑤	税収減を是認する理由等	本税制の減収額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。 ＜経済波及効果の試算＞ 経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 単位：百万円 <table><tr><td></td><td>令和4年度 (実績)</td><td>令和5年度 (実績)</td><td>令和6年度 (実績)</td><td>令和7年度 (見込)</td><td>令和8年度 (見込)</td><td>令和9年度 (見込)</td></tr><tr><td>減収額</td><td>0</td><td>13</td><td>24</td><td>131</td><td>166</td><td>167</td></tr><tr><td>投資額</td><td>0</td><td>246</td><td>305</td><td>1,446</td><td>1,814</td><td>1,828</td></tr><tr><td>経済波及効果</td><td>0</td><td>415</td><td>514</td><td>2,364</td><td>2,963</td><td>2,980</td></tr></table> ※ 経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98 部門)を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添1 参照。		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	減収額	0	13	24	131	166	167	投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828	経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)																										
減収額	0	13	24	131	166	167																										
投資額	0	246	305	1,446	1,814	1,828																										
経済波及効果	0	415	514	2,364	2,963	2,980																										
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。 農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。																												
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	みどりの食料システム戦略推進総合対策(補助金)において、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた農業者及び事業者の環境負荷低減の取組に資する機械・施設の導入や調査・分析・改良等の取組のうちモデル的な取組を支援している。 一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者及び事業者を広く支援するものである。																												
		③	地方公共団体が協力する相当性	農業者による計画認定は、地方公共団体が策定した基本計画に沿った環境負荷低減の取組を、都道府県が認定するものである。 また、農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。																												
12	有識者の見解			なし																												
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和5年8月 (総務省行政評価局による点検結果の番号：R5 農水 02)																												

積算根拠

1. 減税見込額積算

【令和4年度実績】

(1) 摘要数：農業者0法人＋事業者0法人＝0法人

(2)～(4) 取得価額、適用額、減収額は0百万円

【令和5年度実績】

(1) 摘要数：農業者0法人＋事業者1法人＝1法人

(2) 取得価額：事業者の機械 58 百万円＋施設 130 百万円＝188 百万円

(3) 適用額：事業者の機械 58 百万円×32%（機械の特別償却率）＋
施設 130 百万円×16%（施設の特別償却率）＝39 百万円

(4) 減収額

①法人税：39 百万円（適用額）×23.2%（法人税率）＝9.0 百万円

②法人住民税：9.0 百万円（法人税の減収額）×
7%（都道府県民税税率1%、市町村民税率6%）＝0.6 百万円

③法人事業税：3.7 百万円（a＋b）

a 法人事業税（地方税）：39 百万円（適用額）×7%（法人事業税率）＝2.7 百万円

b 特別法人事業税（国税）：2.7 百万円（法人事業税）×37%（特別法人事業税率）
＝1.0 百万円

【令和6年度実績】

(1) 摘要数：農業者2法人＋事業者1法人＝3法人

(2) 取得価額：農業者の機械 7.3 百万円＋事業者の機械 129 百万円＋施設 169 百万円
＝305 百万円

(3) 適用額：機械（7.3 百万円＋129 百万円）×32%（機械の特別償却率）＋
施設 169 百万円×16%（施設の特別償却率）＝71 百万円

(4) 減収額

①法人税：71 百万円（適用額）×23.2%（法人税率）＝16 百万円

②法人住民税：16 百万円（法人税の減収額）×
7%（都道府県民税税率1%、市町村民税率6%）＝1.1 百万円

③法人事業税：6.9 百万円（a＋b）

a 法人事業税（地方税）：71 百万円（適用額）×7%（法人事業税率）＝5.0 百万円

b 特別法人事業税（国税）：5.0 百万円（法人事業税）×37%（特別法人事業税率）
＝1.9 百万円

【令和7年度見込】

- (1) 摘要数：農業者4法人＋事業者4法人＝8法人
- (2) 取得価額：農業者の機械19百万円＋事業者の機械925百万円＋施設503百万円
＝1,447百万円
- (3) 適用額：機械(19百万円＋925百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設503百万円×16%(施設の特別償却率)＝382百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：382百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝89百万円
- ②法人住民税：89百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝6.2百万円
- ③法人事業税：37百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：382百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝27百万円
- b 特別法人事業税(国税)：27百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝10百万円

【令和8年度見込】

- (1) 摘要数：農業者6法人＋事業者5法人＝11法人
- (2) 取得価額：農業者の機械29百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,814百万円
- (3) 適用額：機械(29百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝480百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：480百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝111百万円
- ②法人住民税：111百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.8百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：480百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

【令和9年度見込】

- (1) 摘要数：農業者9法人＋事業者5法人＝14法人
- (2) 取得価額：農業者の機械43百万円＋事業者の機械1,156百万円＋施設629百万円
＝1,828百万円
- (3) 適用額：機械(43百万円＋1,156百万円)×32%(機械の特別償却率)＋
施設629百万円×16%(施設の特別償却率)＝485百万円
- (4) 減収額
- ①法人税：485百万円(適用額)×23.2%(法人税率)＝113百万円
- ②法人住民税：113百万円(法人税の減収額)×
7%(都道府県民税税率1%、市町村民税率6%)＝7.9百万円
- ③法人事業税：47百万円(a＋b)
- a 法人事業税(地方税)：485百万円(適用額)×7%(法人事業税率)＝34百万円
- b 特別法人事業税(国税)：34百万円(法人事業税)×37%(特別法人事業税率)
＝13百万円

※ 令和 7 ～ 9 年度の摘要数は、農林水産省調べによる 6 年度末の対象者数（農業者 27,622 経営体、事業者 88 経営体）と税制活用要望者数（農業者 97 経営体、事業者 8 経営体）が、それぞれ同じ比率であると想定し、過年度税制活用者を除いて推計した値に、農業者は水稻以外の税制活用が拡大すると想定した値を加味することで推計。

①農業者

令和 9 年度までの適用件数累計

100,000 経営体（※）×（97 経営体÷27,622 経営体）＝351 経営体

※ 地域農業の中核的な担い手となり得る農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けた者 21.7 万人（令和 6 年度実績）のうち、約半数（10 万経営体）が、令和 9 年度末の環境負荷低減事業活動等の認定を受ける（本税制の対象者になり得る）と想定。

うち、過年度適用数（43 経営体）を除いた 308 経営体に、水稻以外の税制対象機種追加によりその品目の税制活用により活用者が 1.43 倍に拡大すると想定した 440 経営体を令和 7 ～ 9 年度に振り分け、そのうち法人は農業構造動態調査（農林水産省調べ）より推計した農業経営体の法人化率を乗じて算出。

	摘要数（個人・法人）	法人化率	適当数（法人）
令和 7 年度	100 経営体	4.0%	4 経営体
令和 8 年度	140 経営体	4.2%	6 経営体
令和 9 年度	200 経営体	4.4%	9 経営体

②事業者

令和 9 年度までの適用件数累計 180 経営体×（8 経営体÷88 経営体）＝18 経営体

うち、過年度適用数（4 経営体）を除いた 14 経営体（全て法人）を令和 7 ～ 9 年度に振り分け。

※ 機械・施設の取得価額は、令和 4 ～ 6 年度は都道府県等からの聞き取り、令和 7 ～ 9 年度は 1 法人あたりの平均取得価額（過年度実績）に適用数（見込）を乗じて算出。

農業者の機械取得価額 4,750 千円/法人

事業者の機械取得価額 231,200 千円/法人、設備取得価額 125,800 千円/法人

2. 効果

(1) 本税制により達成される有機農業の取組面積は以下のとおり。

	農業者	事業者	合計
令和4年度（実績）	0	0	0
令和5年度（実績）	0	0.10 千 ha（1 法人）	0.100 千 ha
令和6年度（実績）	0.018 千 ha（2 法人）	0.33 千 ha（1 法人）	0.348 千 ha
令和7年度（見込）	0.00043 千 ha × 4 法人 = 0.002 千 ha	0.21 千 ha × 4 法人 = 0.84 千 ha	0.842 千 ha
令和8年度（見込）	0.00043 千 ha × 6 法人 = 0.003 千 ha	0.21 千 ha × 5 法人 = 1.05 千 ha	1.053 千 ha
令和9年度（見込）	0.00043 千 ha × 9 法人 = 0.004 千 ha	0.21 千 ha × 5 法人 = 1.05 千 ha	1.054 千 ha

※ 農業者の取組面積は、令和6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は1法人あたりの取組面積 0.00043 千 ha（令和5年度の有機農業取組面積 34.5 千 ha（農林水産省調べ）÷有機農業に取り組んでいる経営体数 80.8 千経営体（農業構造動態調査：農林水産省調べ））に摘要数を乗じて算出。

事業者の取組面積は、令和5、6年度は認定計画に基づく値、令和7～9年度は令和5、6年度の1法人あたりの取組面積の平均 0.21 千 ha に摘要数（見込）を乗じて算出。

(2) 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
令和4年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
令和5年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (116)	建築・建設補修 (130)
令和6年度	農業用機械 (7.3)	その他の機械 (129)	建築・建設補修 (169)
令和7年度	農業用機械 (19)	その他の機械 (924)	建築・建設補修 (503)
令和8年度	農業用機械 (29)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)
令和9年度	農業用機械 (43)	その他の機械 (1,156)	建築・建設補修 (629)